

瀬戸市高齢者総合計画

(第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

～やすらぎプラン 2021～

令和3年3月

愛知県 瀬戸市

❖ ❖ 目 次 ❖ ❖

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の性格.....	4
3 計画の期間.....	4
4 他計画との関係.....	5
5 計画策定の体制.....	6
(1) 策定委員会の設置.....	6
(2) アンケート調査の実施.....	6
(3) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 高齢者の現状と将来推計.....	9
1 人口の推移と将来推計.....	9
(1) 総人口および高齢者人口.....	9
(2) 高齢者の世帯.....	11
(3) 要介護等認定者数.....	12
(4) 高齢者の就業率.....	13
2 日常生活圏域の現状と将来推計.....	14
(1) 日常生活圏域の設定状況.....	14
(2) 日常生活圏域の現状と将来推計.....	15
(3) 日常生活圏域の課題.....	28
第3章 基本理念と施策の体系.....	31
1 2025年・2040年における高齢者の姿.....	31
2 基本理念.....	31
3 基本目標.....	32
4 施策の体系.....	34
第4章 基本目標を達成するための施策.....	37
基本目標1 住み慣れた環境で活躍できる社会の実現.....	37
(1) 社会参加の促進と高齢者の生きがいの創出.....	37
(2) 高齢者の自立支援.....	41
基本目標2 積極的に健康づくりに取り組む社会の実現.....	46
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進.....	46
(2) 健康づくりの推進.....	47

基本目標3 身近な地域における生活の継続支援	50
(1) 介護予防・生活支援の推進	50
(2) 家族介護者への支援の充実	54
基本目標4 尊厳を持って豊かに暮らせるよう	
“つながり”を維持し地域で支え合える社会の実現	55
(1) 地域包括支援センターの運営	55
(2) 高齢者にやさしい地域づくりの推進	56
(3) 高齢者の権利擁護	57
基本目標5 認知症の早期発見・早期治療と認知症の方への支援	60
(1) 認知症施策の推進	60
基本目標6 安心できる医療と介護の連携	68
(1) 地域における総合的な支援体制の確立	68
基本目標7 介護保険事業の円滑な実施に向けた社会の実現	70
(1) 介護保険事業の円滑な実施	70
基本目標8 計画の進行管理の徹底	78
(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進	78
(2) 各種データの利活用	79
第5章 計画推進のための評価指標	83
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	83
(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	85
(2) 介護給付等対象サービスの充実・強化	86
(3) 在宅医療の充実および在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	87
(4) 日常生活を支援する体制の整備	88
(5) 高齢者の住まいの安定的な確保	89
2 認知症施策の推進	90
第6章 介護保険サービスの見込みと介護保険料	95
1 介護保険料の推計手順	95
2 介護保険サービスの見込み	96
(1) 居宅サービス	96
(2) 地域密着型サービス	103
(3) 施設サービス	108
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	110
3 各種数値推計	112
(1) リハビリテーションサービスの提供体制	112
(2) 住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の確保	112

4	介護保険事業費等の見込み	113
(1)	居宅サービス／地域密着型サービス／施設サービス給付費の推計	113
(2)	介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費の推計	114
(3)	介護サービス総給付費の推計	115
(4)	標準給付費	115
(5)	地域支援事業費	115
5	介護保険料基準額の設定	116
(1)	保険給付費の財源	116
(2)	第1号被保険者の介護保険料	117
(3)	所得段階別保険料の設定	118
(4)	第2号被保険者の介護保険料	120
第7章	計画の推進	123
1	計画の進行管理	123
2	保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用	123
3	市役所組織および関係行政機関等との連携体制の強化	123
4	サービス提供事業者等の取組み	123
5	市民一人一人の取組みによる地域福祉の推進	124
資料編		127
1	策定の経緯	127
2	第8期介護保険事業計画関連法律等の動向	128
3	基本指針に沿った第8期介護保険事業計画の改定ポイント	129
4	瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則	130
5	策定委員名簿	132
6	パブリックコメント概要	133
(1)	募集期間	133
(2)	閲覧場所	133
(3)	提出方法	133
(4)	募集結果	133
7	第6次瀬戸市総合計画の施策体系	134
8	アンケート調査概要	136
(1)	瀬戸市高齢者総合計画実態調査について	136
(2)	各調査の回答状況	139
(3)	各調査票	140
9	用語解説	163



❁ ❁ **第1章** ❁ ❁

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

日本の総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。平成12年に高齢化社会の到来を見据えて創設された介護保険制度は、社会全体で高齢者を支える仕組みとして大きな役割を果たしてきました。

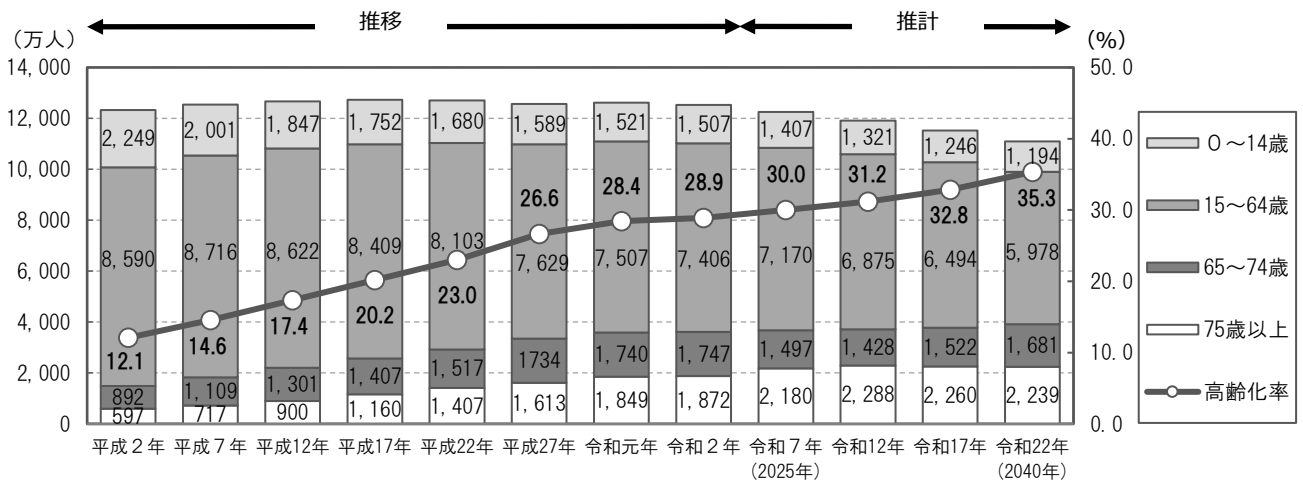
いわゆる団塊の世代^{※1}全体が75歳以上となる2025（令和7）年を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の構築を地域の実情に応じて深化・推進してきました。

さらに、いわゆる団塊ジュニア世代^{※2}が65歳以上となる2040（令和22）年に向け、総人口や現役世代人口が減少する中で高齢者人口がピークを迎え、日本の2040年の高齢化率は35.3%になると見込まれています。一方、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあり、各保険者の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。

介護サービスについても、高齢者の単身や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれる等、需要がさらに増加や多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

以上の状況や経緯を踏まえ、本市では計画策定のための「基本指針」に沿って基本的事項を定めるとともに、第7期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～やすらぎプラン2018～（以下「第7期計画」という。）の理念を継承し、より一層の施策の充実が計画的に図られるよう「瀬戸市高齢者総合計画（第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）～やすらぎプラン2021～」（以下「本計画」という。）を策定しました。

■ 国の高齢化の推移と将来推計



資料：厚生労働省「令和2年度高齢社会白書」

※1 団塊の世代：第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）に生まれた世代。

※2 団塊ジュニア世代：第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）に生まれた世代。



2 計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画および介護保険法第117条の規定に基づき介護保険事業計画を一体的に策定します。

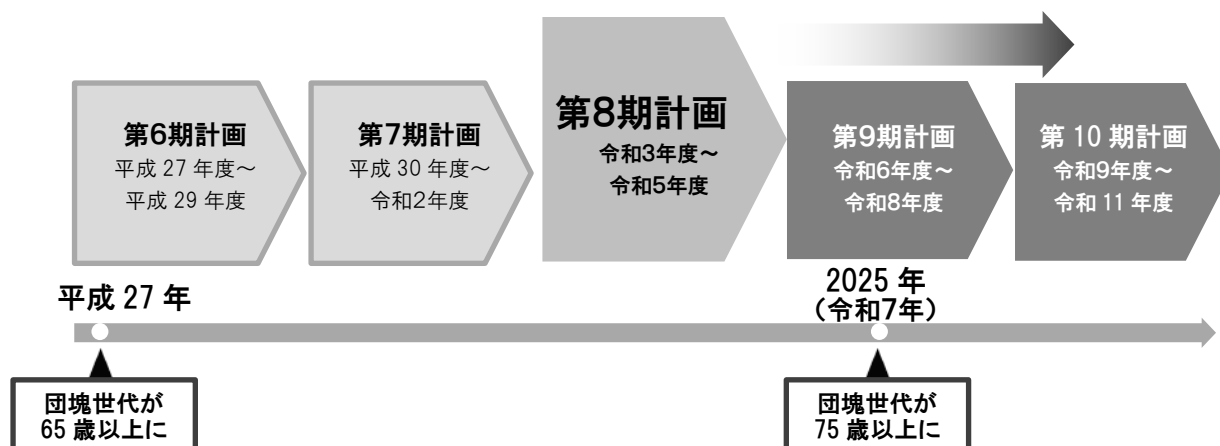
「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は、すべての高齢者を対象に、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、まちづくり等、高齢者に関わる施策を位置づけるものです。

「介護保険事業計画」は、介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施に関することを定めるものです。

なお、本計画は高齢者に関する市政の指針となるよう、「第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に「瀬戸市高齢者総合計画」と総称をつけることとしました。

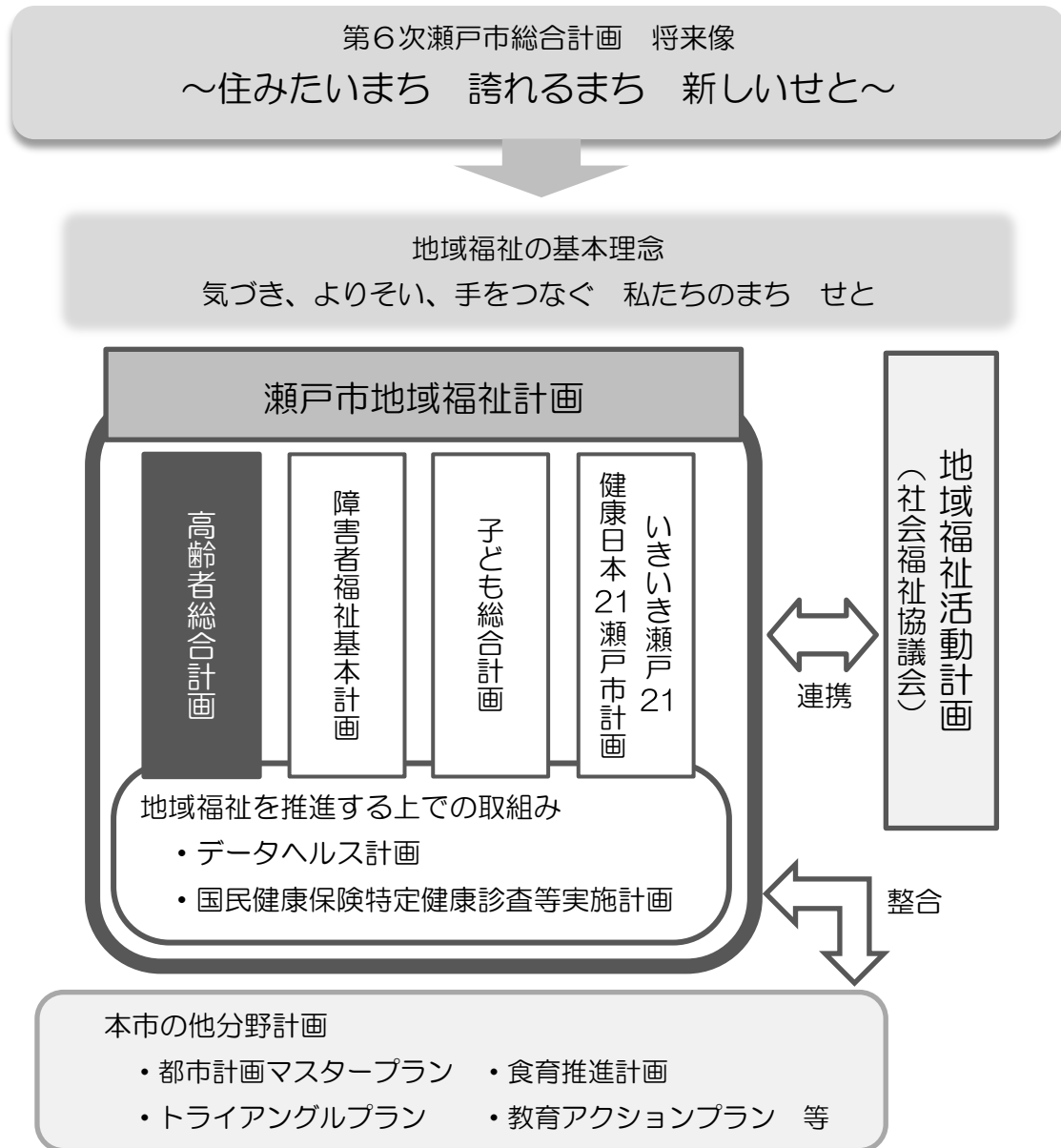
3 計画の期間

「市町村介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づき3年間を1期とし、また「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」は老人福祉法第20条の8に基づき「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4 他計画との関係

本計画は、本市の市政運営の柱となる「瀬戸市総合計画」や、総合的な福祉の方策を示す「瀬戸市地域福祉計画」等、他の計画との整合性を図りながら策定しました。





5 計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、市民代表、学識経験者、医療・保健・福祉関係者により構成された「瀬戸市高齢者総合計画策定委員会」において、審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定の基礎資料とするため、高齢者を取り巻く地域社会の状況や介護保険制度等に関する意見を調査しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、広く市民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施しました。